

「(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案」について

1. 条例制定の趣旨

本県の中小企業は、経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠であることから、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項およびその推進のための措置について定める「(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定するため、その要綱案を取りまとめました。

2. これまでの経緯 (●: 議会、■: 審議会等、□: その他)

■平成24年2月10日 経済団体と滋賀県との中小企業振興に関する研究会
「滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方検討のまとめ(報告)」

■平成24年3月28日 滋賀県中小企業振興審議会

■平成24年5月1日 滋賀県中小企業振興審議会答申
「滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方」

●平成24年5月15日 厚生・産業常任委員会
「滋賀県における中小企業振興の基本的なあり方(答申)について」

●平成24年7月5日 厚生・産業常任委員会
「中小企業の振興のための条例の検討状況について」

□平成24年7月～9月 「地域研究会」
経済団体等と意見交換

●平成24年8月8日 厚生・産業常任委員会
「中小企業の振興のための条例の検討状況について」

□平成24年8月～9月 「地域における経済・雇用情勢等の意見交換会」
地域ごとに市町、商工会議所、商工会、ハローワーク等と意見交換

□平成24年8月27日 滋賀県町村会において説明

□平成24年8月28日 滋賀県市長会において説明

■平成24年8月29日 滋賀県中小企業振興審議会

3. これからのスケジュール(予定)

●平成24年9月12日 常任委員会において条例案要綱の報告

□平成24年9月中旬～10月中旬 県民政策コメントの実施

□平成24年9月中旬～ 市町への意見照会

4. 添付資料

(1) (仮称) 中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案の概要

(2) (仮称) 中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案

(3) 条例の検討状況の意見交換に当たっての主な意見(7月以降実施分)

(4) (仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案に対する
意見・情報の募集について(案)

(仮称)中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案の概要

- ◎前文
- ・中小企業の果たしてきた役割の重要性と本県の特徴
 - ・中小企業を取り巻く状況
 - ・中小企業の活性化の意義
 - ・条例を制定する目的

1.目的 中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与する

3.基本理念

- 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること
- 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業の経営規模が勘案されること
- 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること
- ものづくり産業の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特徴が生かされること
- 県、中小企業者、中小企業に關係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関、金融機関、国、他の地方公共団体の連携および協力が図られること

4～7.関係者の役割、責務

- 県の責務
- 中小企業者の努力
- 中小企業に關係する団体の役割
- 大企業者の役割
- 大学その他の教育研究機関の役割
- 金融機関の役割
- 県民の役割

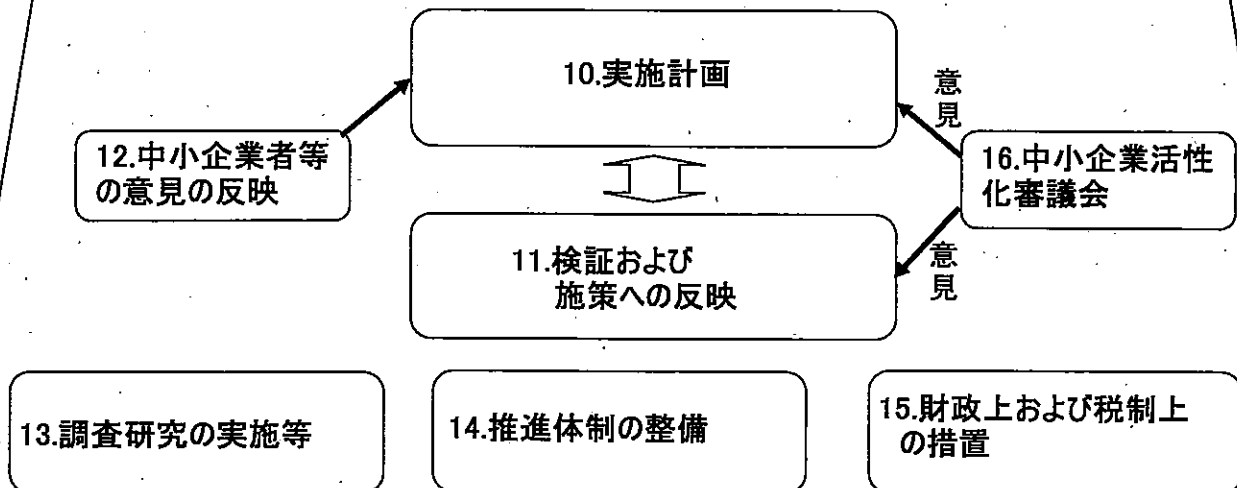
8.基本的な施策

- (1)中小企業によるその成長を目指す取組の円滑化
- (2)中小企業の経営基盤の強化
- (3)産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動の活発化

9.連携および協力の推進

- (1)県は、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進
- (2)中小企業者および関係団体等は、施策の実施に協力するよう努める

◎施策の推進のための措置



(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案

(前文)

滋賀の中小企業は、地域の経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

全国有数の「モノづくり県」である本県産業を支えているのは、確かな技術や品質管理を誇る滋賀の中小企業です。また、「売り手よし、買い手よし、世間よし」の「三方よし」に代表される近江商人の精神は、滋賀の中小企業に受け継がれています。

しかしながら、今、中小企業を取り巻く経済や社会の状況を見ると、人口減少や少子高齢化によって生産活動を支える労働力や国内需要が減少し、ライフスタイルや意識の変化によって消費行動は変化し、さらには、アジア等の新興国の台頭や急激な円高により、コストダウンの圧力が高まり、産業の空洞化なども懸念されています。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠です。これによって、地域でヒト、モノ、カネ、情報の集積と好循環が生まれていきます。また、厳しい経済や社会の状況の中にあっても、中小企業には、未来に向け果敢に事業活動を展開するとともに、強みや可能性を伸ばしながら様々な課題を乗り越え、地域で生き生きと活躍することが強く求められています。

私たちは、中小企業が本県経済の持続的な発展の原動力となり、また、地域に貢献する企業として成長するよう、様々な関係者による一層の連携と協力の下に、中小企業の活性化を推進していくことを決意し、ここに滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例を制定します。

(目的)

第1 この条例は、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、中小企業の活性化に関する施策（以下「中小企業活性化施策」という。）の基本となる事項を定め、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に実施することにより、中小企業の活性化を推進し、もって本県の経済および社会の発展に寄与することを目的とします。

(定義)

第2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者であって、県内に事務所または事業所を有するものをいいます。
- (2) 中小企業の活性化 中小企業によるその成長を目指す取組が促進され、その経営基盤が強化され、および産業分野の特性に応じた中小企業の事業活動が活発に行われることにより、中小企業が地域の経済および社会の担い手としての役割を主体的に果たしつつ、その多様で活力ある発展が図られることをいいます。
- (3) 大企業者 中小企業者以外の事業者（会社および個人に限る。）であって、県内に事務所または事業所を有するものをいいます。

（基本理念）

第 3 中小企業の活性化は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければなりません。

- (1) 中小企業者の自主的な努力および創造的な活動が尊重されること。
- (2) 家族により小規模な経営を行う事業者その他の小規模な事業者に配慮する等、中小企業者の経営規模が勘案されること。
- (3) 地域の特性に応じた産業の振興、地域住民の利便の増進その他の地域づくりに資するものとなること。
- (4) ものづくり産業（製造業その他の工業製品の設計、製造または修理と密接に関連する事業活動を行う業種をいう。以下同じ。）の集積、環境の保全のためのこれまでの取組その他の本県の特色が生かされること。
- (5) 県、中小企業者、関係団体等（中小企業に関係する団体、大企業者、大学その他の教育研究機関（以下「大学等」という。）および金融機関をいう。以下同じ。）、国および他の地方公共団体の連携および協力が図られること。

（県の責務）

第 4 県の責務について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 県は、第 3 に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、中小企業活性化施策を総合的に策定し、および実施するものとします。
- (2) 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たり、中小企業者、関係団体等、国および他の地方公共団体との連携に努めるとともに、中小企業者および関係団体等に対し、必要な情報の提供、助言、支援または調整を行うものとします。
- (3) 県は、中小企業の活性化に市町が果たす役割の重要性に鑑み、市町が中小企業活性化施策を策定し、および実施しようとするときは、必要な情報の

提供、助言、支援または調整を行うものとします。

(中小企業者の努力)

第5 中小企業者の努力について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 中小企業者は、基本理念にのっとり、経済的社会的環境の変化に対応して、自主的かつ自立的に経営の向上および改善に努めなければなりません。
- (2) 中小企業者は、基本理念にのっとり、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入、地域づくりへの参画等により、地域の経済および社会に貢献するよう努めなければなりません。

(関係団体等の役割)

第6 関係団体等の役割について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 中小企業に関係する団体は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化のために支援および協力を積極的に行うよう努めるものとします。
- (2) 大企業者は、基本理念にのっとり、その事業の実施に当たっては、中小企業者との取引の拡充、中小企業者の研究開発に対する支援、商工会議所、商工会、商店街振興組合等への加入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。
- (3) 大学等は、基本理念にのっとり、中小企業者の研究開発、新規事業の創出ならびに人材の確保および育成に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。
- (4) 金融機関は、基本理念にのっとり、中小企業者の資金需要に対する適切かつ積極的な対応、経営改善に対する支援その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。

(県民の役割)

第7 県民は、基本理念にのっとり、中小企業の活性化が地域の経済および社会の発展に寄与することについての関心および理解を深めるとともに、中小企業者が供給する物品の購入その他の方法により、中小企業の活性化に資するよう努めるものとします。

(中小企業活性化施策の基本)

第8 県が実施する中小企業活性化施策は、(1)から(3)までに定める施策を基本とします。

- (1) 県は、中小企業によるその成長を目指す取組が円滑に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。

- ① 将来において成長発展が期待される分野への参入に向けた環境の整備、当該分野における研究開発に対する支援その他の方法により、当該分野における中小企業の参入および事業活動の促進を図ること。
 - ② 地域の実情および特性を踏まえた商品および役務の開発に対する支援、これらの利用の推進その他の方法により、県民の安全および安心に配慮した中小企業の事業活動の促進を図ること。
 - ③ 海外における新たな需要の開拓に対する支援、外国との経済交流の推進その他の方法により、中小企業の海外における円滑な事業の展開の促進を図ること。
- (2) 県は、中小企業の経営基盤が強化されるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。
- ① 勤労観および職業観の醸成、職業能力の開発の促進、就業環境の整備その他の方法により、中小企業の事業活動を担う人材の確保および育成を図ること。
 - ② 資金の供給の円滑化、経営改善および危機管理に関する支援体制の整備、事業および技術の円滑な承継に対する支援その他の方法により、中小企業の経営の安定および向上を図ること。
 - ③ 創業に向けた環境の整備、創業に関する意識の啓発、新商品の開発に対する支援その他の方法により、中小企業の創業および新たな事業の創出の促進を図ること。
 - ④ 県の物品、役務等の調達に関する中小企業者の受注の機会の増大、中小企業者が供給する物品、役務等に対する情報の発信その他の方法により、中小企業者が供給する物品、役務等に対する需要の増進を図ること。
- (3) 県は、産業分野の特性に応じ、中小企業の事業活動が活発に行われるようにするため、次に掲げる施策を講ずるものとします。
- ① 付加価値の高い製品の開発能力の向上および製品の新たな需要の開拓に対する支援、地場産業における製品の魅力の発信、企業の設備投資の促進その他の方法により、ものづくり産業を担う中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - ② 商店街への来訪客の増加を図るための環境の整備、商店街における創業の促進その他の方法により、小売商業およびサービス業の振興を通じた中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - ③ 新たな観光資源の発掘、観光資源の魅力の増進およびその発信、これらを活用した事業の推進その他の方法により、観光客の来訪および滞在の促進による中小企業の事業機会の増大を図ること。
 - ④ ①から③までに掲げるもののほか、産業分野の特性に応じた中小企業の

事業機会の増大を図ること。

(連携および協力の推進)

第9 連携および協力の推進について、次の事項を定めることとします。

- (1) 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、事業の分野を異にする事業者の交流の機会の提供、共同研究の実施に対する支援その他の方法により、中小企業者および関係団体等の有機的な連携を促進するものとします。
- (2) 中小企業者および関係団体等は、中小企業活性化施策の実施について協力するよう努めるものとします。

(実施計画)

第10 実施計画について、次に掲げる事項を定めるものとします。

- (1) 知事は、毎年度、中小企業活性化施策の総合的かつ計画的な実施を図るための計画（以下「実施計画」という。）を策定するものとします。
- (2) 知事は、実施計画を定めるに当たっては、あらかじめ、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければなりません。
- (3) 知事は、実施計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければなりません。
- (4) (2)および(3)の規定は、実施計画の変更（軽微な変更を除く。）について準用します。

(検証および施策への反映)

第11 検証および施策への反映について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 知事は、毎年度、実施計画の実施の状況を検証するとともに、その検証の結果を遅滞なく、公表しなければなりません。
- (2) 知事は、前項の規定による検証の実施に当たっては、滋賀県中小企業活性化審議会の意見を聴かなければなりません。
- (3) 知事は、(1)の検証の結果を中小企業活性化施策に適切に反映させるよう努めるものとします。

(中小企業者等の意見の反映)

第12 県は、中小企業活性化施策の策定および実施に当たっては、中小企業者および関係団体等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとします。

(調査研究の実施等)

第 13 県は、中小企業活性化施策を効果的に実施するため、必要な調査および研究を行うとともに、その成果の普及に努めるものとします。

(推進体制の整備)

第 14 県は、中小企業活性化施策を総合的かつ計画的に推進するため、必要な体制の整備を図るものとします。

(財政上および税制上の措置)

第 15 県は、中小企業活性化施策を推進するため、必要な財政上および税制上の措置を講ずるよう努めるものとします。

(滋賀県中小企業活性化審議会)

第 16 滋賀県中小企業活性化審議会について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県中小企業活性化審議会（以下「審議会」という。）を設置します。
- (2) 審議会は、第 10(2)および第 11(2)に規定する事項を調査審議するほか、知事の諮問に応じ、中小企業の活性化に関する事項を調査審議するものとします。
- (3) 審議会は、(2)の調査審議を行うほか、中小企業の活性化に関する事項に関し、知事に意見を述べるすることができます。

(審議会の組織等)

第 17 審議会の組織等について、次に掲げる事項を定めることとします。

- (1) 審議会は、委員 20 人以内で組織します。
- (2) 委員は、中小企業の活性化に関し学識経験を有する者、県民から公募した者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命します。
- (3) 委員の任期は、2 年とします。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とします。
- (4) 委員は、再任されることを妨げません。
- (5) (1)から(4)までに定めるもののほか、審議会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定めます。

第18 その他

- (1) この条例は、平成25年4月1日から施行します。
- (2) 滋賀県中小企業振興審議会設置条例（昭和38年滋賀県条例第34号）は、廃止します。
- (3) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）の一部を次のように改正します。
第1条第31号の2を次のように改正します。
(31)の2 滋賀県中小企業活性化審議会の委員

条例の検討状況の意見交換に当たっての主な意見(7月以降実施分)

1. 滋賀県中小企業振興審議会(8/29)「条例の検討状況について」

【題名について】

- ・題名については、今の時代の状況を前向きにとらえ、主体的に中小企業がビジネスチャンスを中心に展開し、それを関係者が配慮していくという答申の基本的スタンスを反映したものであり賛成。「振興」というと、何か上から目線のような感じを受ける。

【関係者の役割について】

- ・地元企業育成も大企業の役割であると踏み込んでもらいたい。

【基本的施策について】

- ・エネルギーの安定、安全、安価な供給について、基本的施策において言及されてもよいのではないか。
- ・基本的施策の中で、意欲のある企業を支援しようという第8の(1)の類型は、今までにない形であり、よい。

【推進体制について】

- ・条例をつくっただけでは駄目で、どう推進するかが大事であり、推進力として意見を聴く仕組み(会議)が重要。
- ・中小企業に対し、ワンストップサービスで対応できるような県の体制を整備してほしい。

2. 市町の意見

(1) 滋賀県町村会において説明(8月27日)

- ・地元土木業者育成のため、地元発注がしっかりできる条例としてほしい。
- ・中小企業を保護、育成する面をしっかりと打ち出して欲しい。
- ・下請けでも賃金が守られる公契約条例を研究する必要がある。
- ・大企業について海外進出する中小企業の支援が必要

(2) 滋賀県市長会において説明(8月28日)

- ・予算を確保して欲しい。
- ・建設業の入札の改善などをやって欲しい。
- ・市町との連携をしっかりと、協力体制の構築を記載して欲しい。

3. 地域研究会等各地域における意見交換会

※条例の検討状況について7～9月にかけて、商工団体等との意見交換会を計16回実施。

【基本理念（小規模事業者への配慮）】

- ・小規模企業への対応をきっちりして欲しい。

【中小企業者、大企業者の役割（団体への加入）】

- ・ナショナルチェーン等の商工会議所、商工会、商店街への加入を義務化、もしくは県から強く働きかけてほしい。

【受注機会の確保】

- ・建設業は疲弊しており、入札の際の地域要件の重視等、受注機会の確保にもっと取り組んで欲しい。

【商店街対策の推進】

- ・商店街の衰退が進んでいるが、対策をもっときっちりして欲しい。
- ・商店街対策について、既存の商店街を通じた対策よりも、NPO等と連携した対策を重視すべきではないか。

【その他の産業分野の特性に応じた取組】

- ・幅広い業種の振興に取り組んでもらいたい。

【中小企業者等の意見の反映】

- ・中小企業者等の意見を聴く場を常設してもらいたい。

【推進体制の整備】

- ・ワンストップサービスで部局連携に取り組んでもらいたい。

【財政上の措置】

- ・厳しい財政事情の中で予算の確保をどう行っていくのか。

(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案に対する 意見・情報の募集について (案)

本県の中小企業は、経済や社会の担い手として、生産や消費活動、さらには雇用や地域づくりなどの面において、重要な役割を果たしています。

滋賀の経済や社会が今後も持続的に発展していくためには、その主役である中小企業の活性化が不可欠であることから、中小企業の活性化に関し、基本理念を定め、および県の責務等を明らかにするとともに、施策の基本となる事項およびその推進のための措置について定める「(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例」を制定するため、その要綱案を取りまとめました。

この条例案要綱について、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱に基づいて、次のとおり公表するとともに、県民の皆さんからのご意見・情報の募集を行います。

なお、お寄せいただいたご意見・情報は、これに対する滋賀県の考え方を整理した上で公表することとしており、個々のご意見・情報に直接回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。

1. 公表する資料

(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案

【参考資料】

(仮称) 滋賀県中小企業の活性化の推進に関する条例要綱案の概要

2. 公表の方法

滋賀県ホームページに掲載のほか、商工政策課、県民活動生活課県民情報室および各県税事務所行政情報コーナーに資料を備え付けます。

3. 募集期間

平成24年9月中旬から平成24年10月中旬まで

4. ご意見・情報の提出方法および提出先

- (1) 郵送 〒520-8577 滋賀県商工観光労働部商工政策課 (住所は省略できます。)
- (2) ファックス 077-528-4870
- (3) 電子メール fa00@pref.shiga.lg.jp
- (4) 滋賀県ホームページ内「しがネット受付サービス」からの応募

5. その他

- (1) ご意見を提出いただく様式は特に定めていませんが、必ず住所、氏名(法人にあつては、名称および代表者の氏名)、電話番号を明記してください。なお、個人情報については、本条例要綱策定のために使用することとし、公表することはありません。
- (2) ご意見は、日本語で提出してください。
- (3) 電話によるご意見・情報はお受けできませんので、ご承知ください。